

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.135 2015. 8. 12
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

10/26 中労委(P)証人尋問決定!

8月6日、中央労働委員会において中労委(P)第4回調査が開催され、10月26日(月)13時からの証人尋問期日と証人が決定しました。

組合側は、中央本部執行委員の本橋浩司さん、新幹線関西地方本部執行委員の多田一夫さん、大阪仕業検査車両所分会会長の松本幸一さんの3名が証言します。

しかし、組合側から現場管理者で元大阪仕業検査車両所(現在、大阪交番検査車両所)の田中正雄助役を証人申請していましたが「任意出頭に応じない」として逃げたため、証人として採用されませんでした。

会社側は、初審の証人であった石原光昭元人事部勤労課担当課長が尋問時間を大幅に削られての採用となりました。

またも出た!「知らん!」 田中助役が中労委の証人を拒否!

田中助役は、本件当時の仕業担当助役として、本件掲示物が掲出されたことにより職場規律が乱れた事実があったのか否か。また、本件掲示物よりボーナスカット理由を詳細に記載した組合掲示物が撤去されませんでした。それらの掲示物が掲出されたことで現場管理者として社員の誰と「軋轢が生じ、職場内の信頼関係を失わせた」のか、社員の誰に対して「不利益な評価を回避しようとした」のか否かを証言できる重要な証人でありましたが、「任意出頭に応じず」逃げてしまいました。

しかし思い出してみたら、もともと田中助役はそういう人でした。肝心な時にいつも「知らん!」で逃げてきた人でした。

会社は、初審の証人であった石原光昭元人事部勤労課担当課長を再び証言させることになりましたが、「後出しじゃんけん」の信憑性のない伝聞証言を繰り返すのでしよう。

組合の証人3名は、不当労働行為を繰り返す会社に立ち向かい、正当な組合活動の取り組みを証言し、初審命令の誤りを覆すために事実に基づいて堂々と証言します。

10月26日(月)13時からの証人尋問に傍聴参加をお願いします。